

部落に対する差別意識

——「強者のルサンチマン」と日常意識——

八木 晃 介

一 問題の所在

同和对策審議会答申（一九六五年）は、部落問題解決への当面する戦略を次のように鮮明に描出した。すなわち、「同和地区住民に就職と教育の機会均等を保障し、同和地区に滞留する停滞的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより、生活の安定と地位の向上をはかることが問題解決の中心課題」である、と。ここには、いわゆる「三命題路線」として広く知られた戦後部落解放運動の基本路線が濃厚に反映されており、また、それは答申時点の被差別部落の実態および被差別部落民衆の生活実感にもよく合致する内実を有していたと

いうことができる。

しかし、それから三〇年ちかくを経過した現在、かつて「同対審」答申が問題解決の「中心的課題」であった被差別部落の低位貧困性の現状がなおも支配的に存在するかといえ、各種部落実態調査の結果をみても、被差別部落民衆個々の生活実感からしても、必ずしもそうではないことが明白である。ここには戦後部落解放運動と、それに後押しされた「同和」行政との成果が示されているともいえるであろう。

とはいえ、もちろん、教育面においても就労面においても、問題が完全に解決されたとは断言できないのだが、にもかかわらず全般的にいえば被差別部落の内外における「格差」は基本的に是正される方向に進んでいるとみ

てよいし、少なくとも被差別部落民衆が総体として「停滞的過剰人口」として被差別部落内に滞留しているなどとは到底いえなくなっている。

差別意識論分野でいえば、従来の論理は根本的にいつて、おおむね「格差」を物質的土台とした場合の、その上部構造的反映物としての差別意識を問題視し、それゆえ意識変革のためには、その土台たる「格差」の是正もしくは撤廃が最重要視され、環境改善を中心とする物的状況変化は当然のことに差別意識の解消ないし解決に直結するものと考えられてきたといつてよい。

しかし、現実にはそのように事態は必ずしも進んではいない。差別意識の物質的土台たる「格差」は基本的に解消方向を辿りつつあるのに、その反映物たる差別意識が解消も解決もしていないことは、周知の経験的事実である。このことは、ただちにいくつかの問題意識の設定をわれわれに迫ってくる。たとえば、差別を「格差」という概念によって包括的に理解できるか否か、あるいは、反映論的意識論は差別意識の解説に対する十全な理論枠組みたりうるか否か、さらには、「格差」是正の運動論が被差別部落民衆の近代市民的参入を担保することはあったにしても、それが直ちに参入される一般民衆側の意識変動にインパクトを与えるものであったか否か——など

など。^[1]ここでは、こうした問題意識をベースにすえつつ、われわれ一人ひとりにとって部落差別意識とはいかなる意識なのであるか、差別意識を反差別意識によって打倒するにはいかなる戦略が有効なのか、といった点について考察を進めたいと思う。

二 市民意識の推論構造

部落問題を中心とする人権問題にかかわる住民意識調査はこれまでに多数の地域で実施されてきたが、最近になつてようやく、自由回答の分析にかなりの精力が割かれるようになったことを筆者は歓迎している。筆者自身も、一〇年前から五年ごと三回にわたつて行われてきた大阪府箕面市の市民意識調査の企画・分析作業に加わり、その都度自由回答分析を担当してきた。^[2]量的調査に含まれる唯一の質的データともいべきものが自由回答内容であり、それが伝える生き生きとした具体的な了解可能性をなおざりにするのはいかにももったいないと考え、その作業に着手したのであった。量的なデータによって市民意識における問題関心の配置状況がある程度まで客観的に把握しつつ、それに質的な解釈を加味することによって「たしかで、おもしろい」状況解釈が可能になつ

たと評価している。もちろん、質的データがもっている内容の代表性や客観性の証明、あるいは分析者の解釈上の恣意性の排除といった点では、なお多くの難関があることも否定することはできないのだが。

また、筆者が自由回答分析を志した背景には、かなり高率の回答記述を獲得できたという事実があった。一般に、郵送法によるアンケート調査における自由回答記述率はおおむね数パーセントのオーダーにとどまることが多いが、最近の人権意識調査では二割程度の記述率は珍しくなく、場合によっては四割を超える場合も実際にある。つまり、このことは、最近の市民が人権問題について「なみなみならない」関心をもち、この問題について発言しないではいられない「よくよく」の事情を有していることを示唆しているといつてよく、その点でも自由回答内容を無視することはできないのである。

問題は、市民がもつ「なみなみならない」関心の方向と、発言意欲を刺激する「よくよく」の事情の内実の傾向性にあるといつてよい。ここでは、大阪府箕面市の第三回調査（一九九二年実施）の結果をテキストにしなが、市民の心的状況を素描してみよう。

「社会意識としての差別観念」といいたらわされてきた部落差別意識の状況は、この自由回答状況からみても

	箕面市A	箕面市B	広島B市
逆差別意識	35.9%	29.9%	19.9%
責任転嫁	23.1	21.3	11.0
寝た子論	21.8	21.3	31.5
反差別意識	9.0	13.4	26.9
その他	10.3	14.2	11.7

者問題では逆に寛容度が高かつた。すなわち、市民の人権問題についての「なみなみならない」関心や、発言意欲を刺激する「よくよく」の事情とは、主として部落問題に集中する負性の（差別的な）意識傾向として一般化するものであったと一応はみることが出来る。

表は、部落問題にのみ単独言及した回答者の言説分布（箕面市A）と、部落問題と

それ以外の問題領域（女性問題、障害者問題、在日韓国・朝鮮人問題）とに併合言及した回答者の部落問題に関する言説分布（箕面市B）、および比較として広島県B市における言説状況を示している。箕面市における意識の表出傾向と広島県B市におけるそれとは、若干の差異がみとめられるが、しかし、ごく大雑把にいえば、現代部落差別意識の傾向の共通性を取り出すこともさほど困難だとは思われない。すなわち、表出された言説の七〇八割は、おそろしく差別的に類型的だとひとまずは断定せざるをえない。

次に、筆者における言説分類の根拠を示す必要があるが、経験的にみてこれらの言表パターンは割合に通俗的であり、類型化や識別化がとりあえず容易だという事実にある。もちろん、後にも指摘するように、こうした類型化の妥当性の検証のために、本調査（量的調査）における当該自由回答記述者の回答傾向との比較検討を行うと、やや類型化の妥当性に動揺が生じてくることは否めず、従って、ここでの類型化はある程度まで暫定的なものでしかないことを予め断っておかなければならないのだが。しかし、全体的にみれば、人びとの部落問題意識はおおむね「後ろ向き」ないし「横向き」であり、「前向き」言説は総体として少数であり、そうした傾向性が現

まさに文字どおり類型的な社会意識としての配置傾向を反映していたといえる。箕面市調査においては、部落問題のみを対象とせず、女性問題、障害者問題、在日韓国・朝鮮人問題をも含めたのだが、この四大差別のどれか一領域のみ特定して言及する回答がもつとも多く、その中では部落問題に単独言及するものが断然多かつた。そして、全体の傾向性をみると、負性の評価は部落問題言及者においてもつとも多く、以下、女性問題、在日韓国・朝鮮人問題と続き、障害

在の「社会意識としての差別観念」を特徴づけているとみてよい。

こうしてみてみると、「社会意識としての差別観念」は、広義における共同主観性としても再定義できる体のものであることが分かる。共同主観性とは、「自分と他者達とが、相互に主体として出会う一つ単一の世界を共有すること、視角を変えて言い換えれば、一つの世界に内存在しつつ相互的に能知能動的な共同現存在として対他対自的に承認し合っている在り方の謂である」¹⁾。

すなわち、回答者たちは、自らの言説内容が調査実施者ないし分析者に完全に追体験可能であるとの認識的前提をベースに置きつつ、同時に、回答者自らの意識傾向が市民全体ないし大多数の意識傾向を代表し、その是認のもとにあるという自意識のもとに立っているとみなすこともできるであろう。

広島県B市の場合には「寝た子を起すな」自然解消論が多いが、大阪府箕面市では「ねたみ」逆差別論がかなり目立って多い。しかし、こうした差には実際のところ、さしたる意味はない。それというのも、箕面市の自由回答内容の詳読を通して、「ねたみ」逆差別論はおおむね「寝た子を起すな」論や、もう一つの「被差別者への差別の責任転嫁」論と非常に相互乗り入れし易い

傾向性を帯びていたからである。ただし、そうした相互乗り入れの傾向性にも多少色合いの差があり、部落問題についての言及した回答では「被差別者への差別の責任転嫁」論が強調され、部落問題と部落問題以外の問題領域との併合回答者では「寝た子を起こすな」自然解消論が強調される傾向が強かった。いうなれば、人権問題総体への「後ろ向き」言説としては「寝た子を起こすな」自然解消論がベースとなり、部落問題への「後ろ向き」言説としては、「ねたみ」逆差別論と「被差別者への責任転嫁」論とを併合させることにより、一層鮮明に部落問題への反感・拒絶型の消極的意向を示そうとしているように受け止められる。

次に、そのような類型性を示す共同主観性としての差別意識の推論構造 (reasoning structure) を簡略に提示しておきたい。

まず「ねたみ」逆差別論だが、その言説に含まれる要因連関はおおむね「役所のかばいすぎ(優遇しすぎ)」→「差別の権利化・いい暮らし・金持ち」→「同和の人がえらそう・同和の中でぬくぬく」→「同和行政の縮小を」といった構造を示す。すなわち、行政批判が被差別部落民衆の態度批判につながり、それがいわゆる「ねたみ」を媒介しつつ、結局のところ同和行政の縮小削減を要

求する(もしくは、逆に、被差別部落民衆への差別意識が行政批判につながる)という構造。

一方、「被差別者への差別の責任転嫁」論では、だいたいのところ「被害者意識」という文言がキーワードとして用いられ、それと関連して「自分で自分を差別している」→「努力を怠る」→「個々人の解決力」→「大組織で私腹を肥やす」という一連の構造がみられるが、もう一つ「被害者意識」というキーワードから発しつつ、「こわい」→「結束力・徒党を組む」→「圧力団体化」→「運動で目立ちすぎ」→「同和地区だけで壁」→「触らぬ神に祟りなし」という一連の構造にも論点が連結する傾向がある。つまり、ここでの市民意識の推論は、差別する側における差別する自分への正当化作用の機能として整理できる一方、上記「ねたみ」逆差別論類型との相互乗り入れへの強い傾向性をも見て取ることができるのである。

「寝た子を起こすな」自然解消論言説の要因連関は、この差別意識の定型性を反映してか、比較的単純な構成を示す。ここでのキーワードは「自然解消」であり、それに関連して「意識することが差別」→「騒ぎすぎ」→「過敏になりすぎ」→「教えるな」→「知らせるな」といった、ある意味でありふれた構図となるが、それらに表明する回答者が皆無だったわけではないが、その数はいたって少数であり、自由回答記述者の「後ろ向き」言説の大部分は、以上に圧縮して述べたような「強者のルサンチマン」型の差別意識であり、そのバリエーションであったということができる。

この点に関連して、今回の箕面市調査の分析を通じて明らかになったもう一つの新知見は、従来は問題なく「ねたみ」逆差別論型差別意識としてカウントできた自由記述が、実はさほど単純な内実の反映ではない可能性を示した点であった。たとえば、次のような二つの自由回答が、表面的にはいずれも「ねたみ」逆差別型傾向を示しながら、その内実においてはほとんど正反対の意向の表明であったことには特段の注目が必要である。

(A) 同和問題について近年では部落の人間が差別されているのではなく、われわれ一般人が差別されていると思う。それほど部落の人は地方行政で優遇されている(40歳代・男)。

(B) 特に同和問題に腹立たしく思う。税金なし、貸付金(低金利)、自動車免許取得無料、貸家低家賃——日常行政が行っていること。安い給料でも一生懸命働いている人たちが沢山いる中で、同和ということではいろいろな面で優遇されすぎている(40歳代・女)。

言説はやがて「同和対策の必要なし」という主張につながっていく。このパターンは、要するに、すべての対策を「逆効果」型の文脈において把握しようとする差別意識の推論内容ともなっており、それゆえ問題存在の過少評価ないし隠蔽工作とも関連し、「同和行政の必要なし」の言説が示すように、比較的容易に「ねたみ」逆差別論とも連動するほか、「騒ぎすぎ」「過敏になりすぎ」といった言説によって「被差別者への差別の責任転嫁」論にも接近していく傾向性を帯びているということができる。

以上、簡略にみたように、部落問題についての自由回答記述が示す言説の推論的枠組みは、一言でいえば、部落解放運動と同和行政への拒否感、否定感の合理化機構の中で読解しうるものであることが明白であり、その心情的バックグラウンドとしては「強者のルサンチマン(怨恨)」が強力に働いていると見なしうる。ルサンチマンは一般に、抑圧された弱者の強者に対する心情として摘出されうるものであるが、ここでは逆に強者(差別者側)が自らを弱者と観念する主観世界が開かれ、その被抑圧感の口を弱者(被差別者側)に求めるという心理機構が濃厚に働いている。被差別部落そのものや、被差別部落民衆そのものに対する伝統的な差別意識を露骨

筆者はこの両者について、本調査(量的調査)における回答状況を詳細に点検し、それぞれの回答内容をスコア化し、比較のために一種の人権地図を作成してみた。その結果、前者の人権スコアが非常に低かったのに対し、後者のそれは逆に非常に高かった。前者では部落問題についての他の項目への回答状況はもちろんのこと、他人権問題についての回答状況も非常に低調であったが、後者では部落問題を含むすべての人権問題についての回答状況が積極的に反差別的であり、自由回答のみ例示したような内容となっていた。

この事実は多くの点で示唆的である。たとえば、自由回答の分析にあたっては、いかに精緻にコード化したりカテゴリー化しても記述者の意識総体に迫ることはできず、また、自由回答内容それ自身が回答者の意識総体を必ずしも反映しているとはいえないという方法的な問題の所在が示されている。このことは、ことに「ねたみ」逆差別」論類型において重要であり、一見類似に見える回答内容でも、量的調査での回答状況と重ねて解釈すると、表出意欲の内実がほとんど正反対に近いものである場合があり、それゆえ、自由回答のみのテキスト分析だけでは回答者の真意を読み取れず、時には高い人権感覚の保持者を差別意識の具現者としてカウントするとい

う過誤をおかしかねないのである。(B)の記述内容は、同和行政や部落解放運動への批判を、「ねたみ」逆差別論の典型的な表現スタイルを通して表出していると思しうるのであって、部落解放運動や同和行政を批判しているからといって、それを即座に差別意識の具現と判断するのは早計に過ぎよう。

三 「差別したい気持ち」の内実

最近の「社会意識としての差別観念」は、以上に見たように、伝統的な卑賤観念はかなり遠景に遠ざかり、むしろ日常生活世界に根ざした共同主観性として具現するものであるように思われる。差別の原因は被差別者の側に求められるべきものではなく、もっぱら差別者側に求められるべきものであることは従来からも強調されてきたことではあるが、最近の差別意識の配置状況をみる限り、市民意識調査における自由回答内容(市民意識の自由な発露)からも示唆されるように、一層深く認識される必要があるだろう。

ここでは人びとの「差別したい気持ち」を「強者のルサンチマン」として一般化したと思うが、それは前項にもみられるように、意識の言説化において、「ねたみ」

差別意識の類型	態度システム機能	日常的具現
ルサンチマン型	自我防衛機能	内面矛盾解消・自己像確認
利害関係起因型	欲求最適充足機能	最多メリット・最小デメリット
同調型	外界解釈機能	曖昧起因の不安の解消

逆差別論の形態をとる場合はもちろんのこと、「被差別者への差別の責任転嫁」論の形態をとろうと、あるいは「寝た子を起すな」自然解消」論

の形態をとろうと、結局のところ、おおむねそこにはルサンチマンの情動が中心的な役割を果たしていることがかなり明白だからである。ルサンチマンはすでに述べたように、元来は弱者の強者に対する怨恨として析出されるべき位相を有しているが、しかし、ことに最近の部落差別の社会的文脈からは、ルサンチマンのエネルギーの反転、すなわち強者(差別者側)の弱者(被差別者側)に対する怨恨が支配的であるように思われる。

筆者は最近の差別意識の配置状況を①ルサンチマン起因型差別意識 ②利害関係起因型差別意識 ③同調型差別意識——というように分類して、それらをもって人びとの「差別したい気持ち」を解説する方法を採

用する場合が多い(図参照)。しかし、前項での自由回答のコンテキスト(文脈)分析ないし回答者の推論解釈の結果からも明らかのように、ここで分類した差別意識の三類型は「ねたみ」逆差別」型言説、「被差別者への差別の責任転嫁」型言説、「寝た子を起すな」自然解消」型言説をすべて含み込んで成立している「強者のルサンチマン」図式の中におおむね収まるようにも思われる。

すなわち、ルサンチマン(怨恨)をベースに、「なぜ部落だけが！」という擬似・似而非欠損感(嫉妬・羨望感情)は有効に機能するし(ただし、既述のように、同一型の言説が、欠損感ではなく運動・行政批判を表出していることもありうる)、また、こうした心的位相は当然のことのようにして最多メリット・最小デメリットを求め「利害関係」意識を内包ないし反映するはずであり、さらにいえば、スケープ・ゴートを生み出さないではおかない日本の同調の原理(集団的価値)共同主観性への同質化競争)とも連動するはずである。しかも、このようなルサンチマンが、差別的社会関係における強者(差別者)側において成立し、客観的な被害・加害関係を逆転させて強者が主観的には被害者的な役割演技を演じる点が重大問題なのである。

いまさらいうまでもないことだが、被差別部落民衆の

中に、これらの「社会意識としての差別観念」差別的共同主観性」を部落外の人びとに誘発させる要因が準備されているわけではなく、部落差別という社会的な枠組みの存在が部落差別意識に凝り固まる人びとにとって好都合であるにすぎないのである（黒人は肌の色が黒かったから差別されるようになったのではなく、白人が黒人を差別するうえで黒人の肌が黒かったことを好都合と考えたにすぎない）。抑圧は、一般に、その抑圧の起源に対して振り向けられることによってのみ解消される。

しかし、「強者のルサンチマン」は、いわば「江戸の仇を長崎で討つ」ものでしかないのだが、しかし、差別する側に見れば、ことはそれで十分なのである。内面に生じた矛盾を自律的に対象化しようとはせずに、怨恨のはけ口として差別的枠組みを利用したり、自己の欲求の真なる対象をとらえようとはしないままにとにかくその欲求の最適満足を図ろうとしたり、集団からの排斥を恐れるあまり、同調競争に全面的に参画してしまう自己の、そのアイデンティティ管理の方法として、差別は依然として有効性を濃厚に保有しているといつてよい。

また、次のような間庭充幸の指摘は、現在の差別または差別意識についての筆者の考察を日本の集団論の観点からとらえ返したものと見て賛同することができ

る。

「他人との比較だけが目的（規範）で有るようなメンバーの同調は、相互に増幅し合っているよよい競争（同調競争）を激化させ、掴みどころのない閉鎖的な不満や抑圧感（エントロピー）を一段と蓄積する。そのようなエントロピーだが、本来の原因とは関係ないたまたまの身近な弱者としての「脱落者」に向けて発散されるとき、脱落者がエントロピーの原因として虚構され、憎悪の対象にさえされて、我が国のいけにえ（スケープ・ゴート）が創出されるのである」³¹。

それゆえに、何よりも重要なわれわれの課題は、差別する側の都合の解析とその徹底的粉碎の道筋を明らかにすること以外にはない。強者にルサンチマンを感じさせないではおかない日本の呪縛の構造、異端を生み出さないではすまない日本の集団における同調競争の原理、日本の集団エゴイズムと欲望自然主義、それらのすべてを虚偽的イデオロギー（イデオロギーは、この場合、支配的価値観・文化の総体を意味する。また同時に、エンゲルスがいふように、自己の前提を知らない主観によってとらえられ独立的意義を付与された、歪められた客観世界の反映でもある）に対抗する対抗的なイデオロギー・文化闘争が不可欠なのである。さもなくば、幸いにして部

落差別意識を克服し、あるいは部落問題の全体を解決することに成功したとしても、われわれはまたしても別種別枠組みの差別を設定してしまうにちがいない。われわれはひとまず、われわれがただ一人の例外もなく「差別したい気持ち」の所有者であることを認め、そこから出立する以外に方途はないと思ひ定めるべきなのかもしれない。

四 結論——差別意識とは何か

共同主観性として成立している「社会意識としての差別観念」は、従来の「伝統的卑賤観」封建的身分的賤視観念」の色合いを徐々に脱色しつつ、むしろ前項までに見たような「強者のルサンチマン」といった被害・加害反転型の現代的虚偽意識として蔓延的に人びとの内面に浸透しているように思われる。もちろん、それは依然として差別を温存し拡大して利用しようとする社会の所産である事情に変わりはないし、したがって、差別意識がそのような社会の現実の人権意識への反映であるという事情にも変わりはない。しかも、その差別意識は、差別を維持して利用しようとする社会関係・社会構造の維持強化のために機能しさえするのであって、ゆえにわれわ

れの差別意識論の目的が依然として意識と社会の相互作用の解明という点に設定されざるをえない事情にも変化はない。

筆者は現在、自説をも含めて従来のすべての差別意識論の理論的展開を批判的に検討しつつ、あらたな差別意識論の構築をめざして、その準備作業に入っている。そのための理論的な刺激を、たとえば柴谷篤弘の構造主義生物学的な見地に立った差別意識の生得性論や、今村仁司のいわゆる第三項排除の原理³²から得てきた事実を否定することはできない。

また、それと同時に、筆者が日常的に接触している学生たちのまったく新たな感性の発動に刺激を受けた事実も大きい。ごく少数の学生でしかないが、レポートの中で「被差別部落の人々を羨ましく思うことがある。僕たちが絶対に経験できない圧倒的な体験を重ねることができる人々だから」と記していたのであった。嫉妬ではなく、純な羨望がここにはあり、ある意味では被差別者における「吾々がエタであることを誇り得る時が来たのだ」（水平社宣言）というディスクールの、差別者側における新展開と深読みできそうでもある。当の被差別者が聞けばどう反応するか必ずしも明確ではない、このような感性が、若い世代の中に徐々に生まれつつあることに注

目しないではいられない。

こうした理論的展開、感性的表示を差別意識論の観点からどのように評価すればよいのか、筆者にはなお明晰な見取図があるわけではない。差別(意識)を人間社会における構造的所与と見なすことは部落解放理論の伝統に照らせば、にわかには賛同を得られる可能性が低いのだが、しかし、それは従来の「差別本性論」とはまったく位相が違ふ。ここでの筆者の提案は、「差別(意識)をなくす」から「差別(意識)とたたかう」への戦略的位相転換の主張を含んでいる。すなわち、われわれ凡人は「あらゆる差別をなくす」という戦略的プレッシャーには打ち勝てなくとも、「あらゆる差別とたたかう」という戦術目標には余裕をもって賛意を表することもできるであろう。筆者が担当する学生たちは実際、「それなら、自分一人でも、そして今からでも取り組めそうです」と反応するという事実がある。差別はなくならないかも知れない、しかし、現に存在する差別に対しては、常に異議を申し立て続ける——、おそらくそのことが解放運動の趣意であろう。まして、解放が未来のスタティックな「状態」ではなく、「いま・ここ」のダイナミックな「過程」としてのみ指定されるものであるとすれば、われわれにとっては「運動あるのみ」なのである。

時代の支配的な価値観・文化に呪縛され、それへの同調競争に過剰同調してしまいがちなわれわれの眼前には、諸々の怨恨や喪失感、あるいは未達成感の源泉が準備されている。そうして日常生活世界の舞台から転落しそうになったり、そのように幻想したりする時に、われわれは安易に既成の差別的な枠組みにしがみついてわれわれの貧相なアイデンティティ管理にいそしもうとする。われわれの日常生活意識(社会的な差別意識を含む)の変革にとって必要なものは、われわれ自身の「こしかたゆくすえ」これまでの社会化過程」の批判的総括と、それに基づく「社会化のやり直し」なのである。そして、そのためには、「社会化のやり直し」の妥当性(正当性)を担保する他者関係の構造の樹立が重要である。差別意識の変革には知識や感性的総動員が不可欠であるが、その前提にはわれわれの意識のコンテクストに影響を与える人間関係の徹底的な組み直しが決定的に重要な意味をもっていることに自覚的でなければなるまい。

注

- (1) 「格差」是正の「同対審」路線の批判的止揚の必要性については拙稿「被差別部落民衆のアイデンティティ状況」、花園大学人権教育研究室紀要『人権教育研究』創刊号、一九九三年三月、花園大学人権教育研究室同『社会臨床学からみた部落解放理論』、日本社会臨床学会編『社会臨床雑誌』創刊号、一九九三年四月、日本社会臨床学会を参照されたい。なお、類似の問題意識については、栗林輝夫著『荆冠の神学——被差別部落解放とキリスト教』、新教出版社、一九九一年および柴谷篤弘著『反差別論——無根拠性の逆説』、明石書店、一九八九年にも開陳されている。
- (2) 第一回調査の分析結果は「人権意識の積極的表明の評価」、一九八三年四月と題する報告書として、第二回は『解放の関係性と差別意識』、一九八八年三月と題する報告書として、そして第三回は「人権意識の言説分析」、一九九三年七月と題する報告書として、それぞれ箕面市に提出した。
- 第一回分析結果は拙著『差別意識の社会学』、解放出版社、一九八七年に、第二回分析結果は同『生きるための解放論』、三一書房、一九八九年に、また、第三回分析結果は花園大学人権教育研究室紀要『人権教育研
- 究』第二号、一九九四年三月にそれぞれ収録されている。
- (3) 山田富秋「解放運動に対する『被害者意識』の推論構造・人権意識調査の自由回答項目のテクスト分析」、日本解放社会学会編『解放社会学研究』、一九九三年、四二頁。なお、山田らが分析した広島県B市調査における自由回答記述率は四五・四％に達していたという。
- (4) 廣末渉・増山貞緒子著『共同主観性の現象学』、世界書院、一九八六年、六頁。
- (5) 間庭充幸著『日本的集団の社会学・包摂と排斥の構造』、河出書房新社、一九九〇年、五四頁。
- (6) たとえば柴谷篤弘・池田清彦編『差別ということば』、明石書店、一九九二年。この中で、柴谷は「差別心理と、それに排反的な、差別をのりこえてゆく心理もまた人間の脳に生得的につくりつけになっている」とし、池田の所論をひきつつ、「このような生得的な排反的構造が、ときには困難をのりこえて、個人の脳内に複数具現化」と述べ、「それは人々の間の社会的なふれあいを通じて、あらかじめ個々の人の脳内にひとしくそなわっている条件が、具現化するきっかけをあたえられる」からであると論じている(同書、一一五—一一六頁)。

(7) 今村仁司著「排除の構造」、青土社、一九八五年。今村の問題意識は、物質的・制度的組織であろうと、精神的組織であろうと、組織と秩序が生成する過程において必ず特異な第三項排除という暴力作用がみられるという点に定められている。「何ものかを排除しながらも、その当のもの(これを第三項とよぶ)によって秘かに組織体や秩序が維持される。このような排除過程は、人間的主体の意識や心理能力を超えて進行する。排除過程は、人間の尺度からみれば、暴力的に発現するが、同時に、人間の尺度を超えた自然過程の運動法則でもある」と指摘している(同書、一四頁)。



わたしの世界人権宣言

人権ブックレット41

●A5判●92頁

●定価600円+税18円

世界人権宣言中央実行委・IMADR・JIC編

'93年の世界人権宣言45周年を機に、この宣言をくらしに生かすための今日的課題について、武者小路公秀、丸木俊、林陽子、北山六郎をはじめ32名が提言する。